

## 令和5年度健診等の費用助成事業実施要領

広島県自動車販売健康保険組合

### 1. 目的

特定健康診査と日帰り人間ドック（以下「健診等」という。）の委託契約健診機関は広島県内に限られているため、次項で定める対象者に対して健診等に要した費用の一部を助成する。

### 2. 対象者

- ① 特定健康診査については、県外へ居住する40歳以上75歳未満の被扶養者。
- ② 日帰り人間ドックについては、県外事業所へ勤務する被保険者及び県外へ居住する被扶養配偶者のうち、35歳以上の者。  
また、付加検査として、子宮癌検査、肝炎ウイルス検査（B型・C型）、乳癌検査、前立腺特異抗原検査（50歳以上）を希望する者。
- ③ 上記の対象者について、事業所が費用を支払っている場合は、当該事業所を助成の対象とする。

### 3. 助成対象となる健診の内容

「特定健康診査の基準」（別紙1-1）及び、「日帰り人間ドックの基準」（別紙2-1）に沿って令和5年4月から令和6年2月までの間に受検した健診とする。

### 4. 助成金申請方法及び申請期限

被保険者からの申請又は事業所からの申請とし、健診助成金申請書（様式5-1、2、3）に、領収書、健診結果票の写し、質問票（様式3）を添付して、令和6年3月15日までに申請すること。

なお、領収書は原本に替え写しでも可とする。

また、日帰り人間ドックにおいて付加検査の内訳が記載されていない場合は、別に付加検査内訳書を添付すること。

### 5. 助成金交付額

「令和5年度 県外健診にかかる助成金（上限）内訳」（別紙5）の範囲内で交付する。

### 6. 交付方法

被保険者宛て又は事業所宛てに助成金交付について通知するとともに、指定の金融機関口座へ振込する。